

24 地震被災建築物応急危険度判定

—被災建築物の二次災害防止に向けて—

1 応急危険度判定の概要

(1) 応急危険度判定とは

地震後の余震等による二次災害を防止するために、被災した建築物の被害状況及び安全性を応急的に調査し、その使用の可否を判定することを、応急危険度判定という。判定は各自治体等で要請された応急危険度判定士（以下「判定士」という。）が行い、その判定結果は、「危険」（赤紙）、「要注意」（黄紙）、「調査済」（緑紙）の三種類の判定ステッカーにより、玄関先等の見やすい場所に表示することとされている。

※危険(赤):立入り危険 要注意(黄):立入り注意
調査済(緑):使用可能



判定ステッカー

(2) 過去の応急危険度判定

平成7年に甚大な被害をもたらした兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）をはじめとして、これまで下表に示すとおり、応急危険度判定が行われている。

	地震名	判定棟数
平成7年	兵庫県南部地震	46,610棟
平成7年	新潟県北部地震	342棟
平成8年	宮城県北部地震	169棟
平成9年	鹿児島県薩摩地方地震	2,048棟
平成11年	秋田県沖地震	9棟
平成12年	新島・神津島・三宅島近海地震	240棟
平成12年	鳥取県西部地震	4,080棟
平成13年	芸予地震	1,763棟
平成15年	三陸南地震	6棟
平成15年	宮城県北部連続地震	7,245棟
平成16年	新潟県中越地震	36,143棟

応急危険度判定の実績

石川県においては大規模な地震被害にみまわっていないこともあり、県内で判定活動が行われた実績はないが、平成7年の兵庫県南部地震及び平成16年の新潟県中越地震において判定士を現地

に派遣し、二次災害の防止に一翼を担っている。



応急危険度判定活動

2 応急危険度判定に対する取組み

(1) 全国及び各都道府県協議会の設立

応急危険度判定の迅速かつ的確な実施に向け、平成8年に47都道府県及び関係団体により、全国協議会が設立された。全国協議会では制度の運用方法、相互支援体制の整備等を行っている。また、多くの都道府県においてもそれぞれの協議会が設立されており、石川県では平成16年2月に全市町村、関係団体及び県で構成される県内協議会が設立された。

(2) 応急危険度判定士の養成

応急危険度判定を行う判定士の養成が全国で行われており、その数は9万6千人余り（H16.3.31現在）にのぼる。石川県においても平成7年より養成を行っており、現在1千4百人余りの判定士が登録されている。

3 これからの応急危険度判定

いつ発生してもおかしくないと言われている東海地震、今後50年以内に80%以上の確率でその発生が予想されている東南海、南海地震をはじめとして、近い将来発生予想されている大規模地震は多い。また、発生予想されていないにも関わらず大規模な被害をもたらした新潟県中越地震を鑑みると、地震大国日本では何時何処で大規模な地震が発生してもおかしくはない。これまでの大地震の経験を風化させることのない、継続的な取組みが望まれる。